

旭川医科大学事務局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

旭川医科大学事務局事務分掌規程（平成16年旭医大達第24号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、旭川医科大学事務局組織規程（平成16年旭医大達第23号）第<u>13</u>条第2項の規定に基づき、旭川医科大学事務局各課に置かれる係の事務分掌を定める。</p> <p>第2条～第7条（略）</p> <p>第8条 企画係においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 大学運営に係る施策に関する総合的な調整に関すること。</p> <p>(2) 中期目標・中期計画に関すること。</p> <p>(3) 統計調査その他諸報告に関すること（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(4) インスティテューショナル・リサーチ室の事務に関すること。</p> <p><u>(5) 地域共生医育統合センターの事務に関すること。</u>（新設）</p> <p>第9条～第14条の2（略）</p> <p>（研究支援課）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、旭川医科大学事務局組織規程（平成16年旭医大達第23号）第<u>12</u>条第2項の規定に基づき、旭川医科大学事務局各課に置かれる係の事務分掌を定める。</p> <p>第2条～第7条（略）</p> <p>第8条 企画係においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 大学運営に係る施策に関する総合的な調整に関すること。</p> <p>(2) 中期目標・中期計画に関すること。</p> <p>(3) 統計調査その他諸報告に関すること（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(4) インスティテューショナル・リサーチ室の事務に関すること。</p> <p>第9条～第14条の2（略）</p> <p>（研究支援課）</p>

第15条 研究支援課にその事務を分掌させるため、次の3係を置く。

- (1) 研究企画係
- (2) 研究協力係
- (3) 社会連携係

第16条 研究企画係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究支援課の所掌事務についての総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 研究支援の企画立案に関すること。
- (3) 治験に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) その他研究支援課所掌事務のうち、他の係の所掌に属しない事務に関すること。

第17条 研究協力係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究戦略に関すること。
- (2) 研究情報の公開・活用に関すること。
- (3) 競争的資金等の申請及び報告に関すること。
- (4) 科学研究費補助金等の申請及び報告に関すること。
- (5) 倫理委員会及び倫理委員会専門委員会に関すること。
- (6) 研究不正防止に関すること。
- (7) 特定臨床研究に関すること。
- (8) その他研究協力に関すること。

第18条 社会連携係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 民間機関等との共同研究及び受託研究の受入れ等に関すること。
- (2) 寄附講座に関すること。
- (3) 知的財産に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

第15条 研究支援課にその事務を分掌させるため、次の3係及び専門職員を置く。

- (1) 研究企画係
- (2) 研究協力係
- (3) 社会連携係

第16条 研究企画係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究支援課の所掌事務についての総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 研究支援の企画立案に関すること。
- (3) 治験に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) その他研究支援課所掌事務のうち、他の係の所掌に属しない事務に関すること。

第17条 研究協力係及び専門職員においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究戦略に関すること。
- (2) 研究情報の公開・活用に関すること。
- (3) 競争的資金等の申請及び報告に関すること。
- (4) 科学研究費補助金等の申請及び報告に関すること。
- (5) 倫理委員会及び倫理委員会専門委員会に関すること。
- (6) 研究不正防止に関すること。
- (7) 特定臨床研究に関すること。
- (8) その他研究協力に関すること。

第18条 社会連携係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 民間機関等との共同研究及び受託研究の受入れ等に関すること。
- (2) 寄附講座に関すること。
- (3) 知的財産に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

- (4) 利益相反に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 地域住民等の生涯学習に関すること。
- (6) 地域連携に関すること。
(削除)
- (7) その他産学連携に関すること。
(略)

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

【改正理由】

事務局組織の見直しにより，所要の改正を行うものである。

- (4) 利益相反に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 地域住民等の生涯学習に関すること。
- (6) 国際連携及び地域連携に関すること。
- (7) 国際交流に関すること。
- (8) その他産学連携に関すること。
(略)